

参考資料

＜参考資料の掲載内容＞

- 資料1 人権に関する県民意識について
—平成22年度「人権に関する県民意識調査」から—
- 資料2 栃木県の地域課題について
—平成24年度「地域に関する意識・行動調査」から—
- 資料3 高齢者のための国連原則



高齢化社会、高齢社会、超高齢社会
はどう違うのかな？
また、日本は、どの社会なのかな？

一般的に、総人口に占める65歳以上の人口割合を「高齢化率」、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいるとあります。また、高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶこともあるようです。

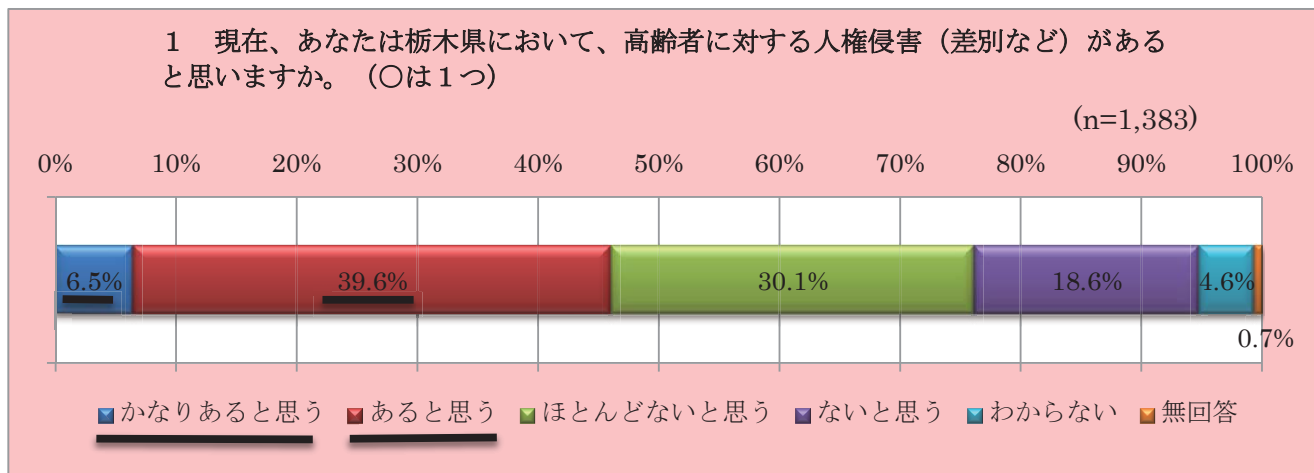
「平成21年度版高齢社会白書コラム」より

また、平成24年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」の中では、我が国の状況について、「世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えている。」とあります。



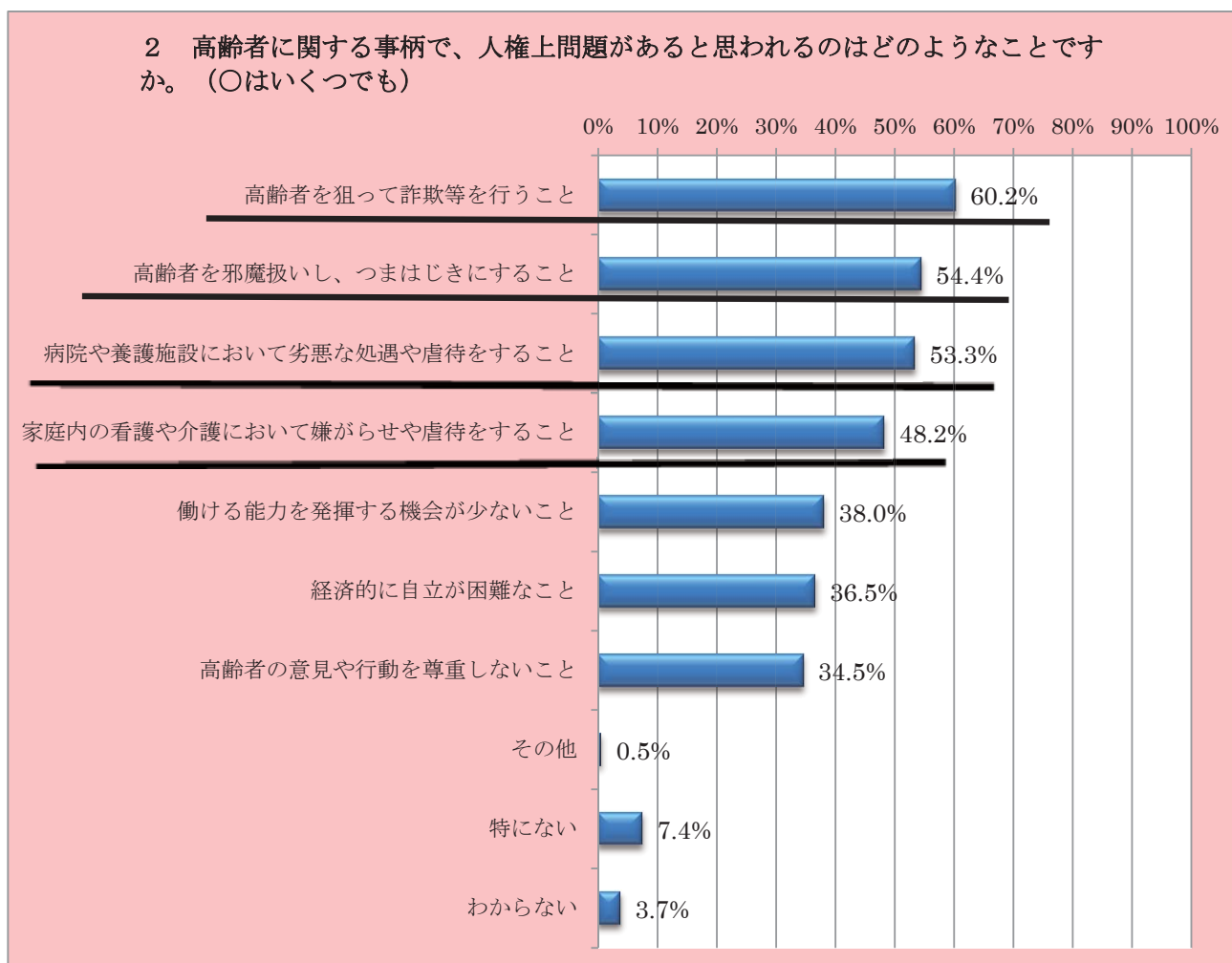
資料1 人権に関する県民意識について～平成 22 年度「人権に関する県民意識調査」から～

○平成 22 年度に行われた「人権に関する県民意識調査」から、主に高齢者の人権に関する結果を抜粋しました。



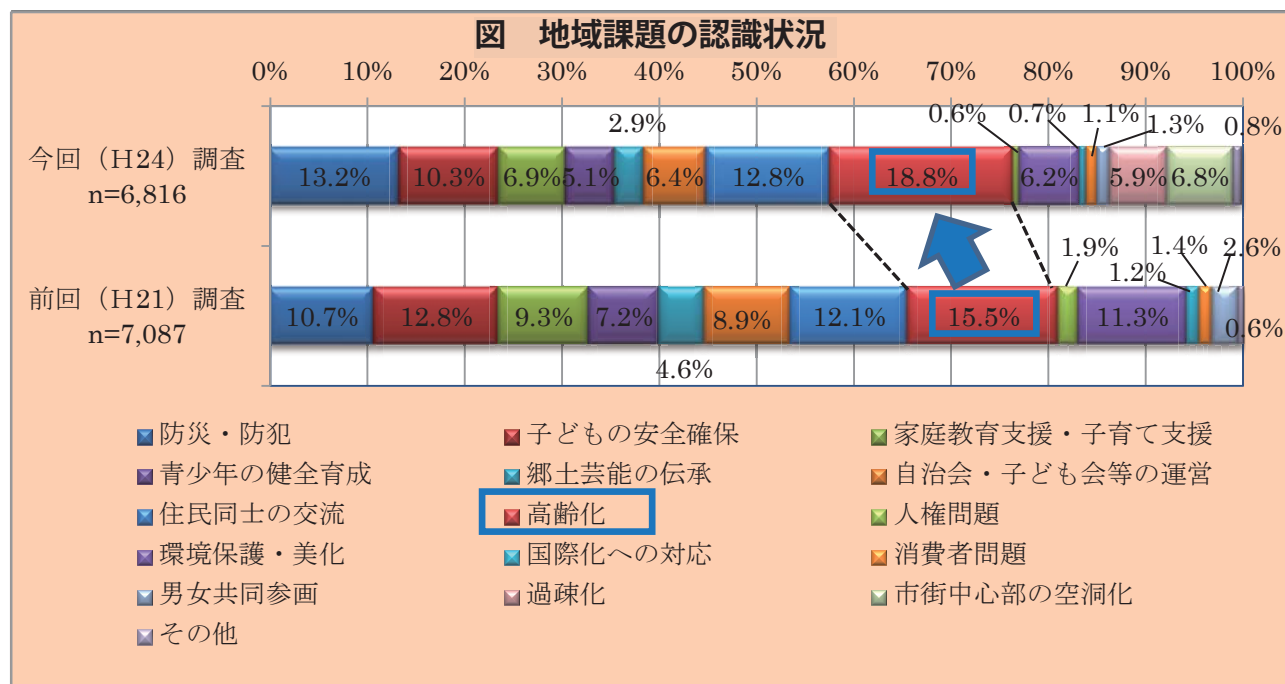
◎高齢者に対する人権侵害（差別など）について、「かなりあると思う」「あると思う」と答えた人は合わせて46.1%でした。

その内容は、「高齢者を狙って詐欺等を行うこと」が60.2%で最も多く、「高齢者を邪魔扱いし、つまはじきにすること」が54.4%、病院や養護施設で「劣悪な処遇や虐待をすること」が53.3%、家庭内で「嫌がらせや虐待をすること」が48.2%と続いています。



資料2 栃木県の地域課題について～平成 24 年度「地域課題に関する意識・行動調査」から～

○平成 24 年に新・とちぎ学びかがやきプラン推進プロジェクトチームが実施した地域課題に関する意識・行動調査から、「地域課題の認識状況」の結果を抜粋しました。



◎ 「あなたの居住する地域の課題と考えられるものは何ですか。(あてはまるもの3つ回答)」という質問項目に対して、「高齡化」と答えた割合は 18.8% でもっとも多く、前回調査より 3.3%増加しています(図)。また、すべての地区で「高齡化」と答えた割合が最多となっています(表)。

表 地域課題の認識状況 (上位 5 項目)

	1	2	3	4	5
河内地区 n=756	高齡化 19.0%	防犯・防犯 15.7%	住民同士の交流 14.3%	子どもの安全確保 11.5%	環境保護・美化 7.0%
上都賀地区 n=764	高齡化 16.8%	子どもの安全確保 13.1%	住民同士の交流 12.7%	防犯・防犯 11.8%	家庭教育・子育て支援 8.6%
芳賀地区 n=680	高齡化 18.8%	住民同士の交流 12.8%	防犯・防犯 12.2%	子どもの安全確保 9.0%	市街中心部の空洞化 8.1%
下都賀地区 n=2,069	高齡化 18.6%	住民同士の交流 13.7%	防犯・防犯 13.2%	子どもの安全確保 10.1%	自治会・子ども会等の運営 7.5%
塩谷南那須地区 n=1,005	高齡化 20.5%	住民同士の交流 13.8%	防犯・防犯 11.4%	市街中心部の空洞化 10.5%	過疎化 8.3%
那須地区 n=750	高齡化 19.7%	防犯・防犯 13.6%	住民同士の交流 11.2%	子どもの安全確保 8.8%	市街中心部の空洞化 8.7%
安足地区 n=792	高齡化 17.6%	防犯・防犯 14.9%	子どもの安全確保 12.8%	住民同士の交流 9.3%	家庭教育・子育て支援 9.0%
全県 n=6,816	高齡化 18.8%	防犯・防犯 13.2%	住民同士の交流 12.8%	子どもの安全確保 10.3%	家庭教育・子育て支援 6.9%

資料3 高齢者のための国連原則

1991年12月16日、国連総会は「高齢者のための国連原則」を含む決議（46/91）を採択しました。政府は自国プログラムに本原則を組み入れることが奨励されました。

自立 Independence

高齢者は

- 収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- 仕事、あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。
- 退職時期の決定への参加が可能であるべきである。
- 適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- 安全な環境に住むことができるべきである。
- 可能な限り長く自宅に住むことができるべきである。

参加 Participation

高齢者は

- 社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。
- 自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。
- 高齢者の集いや運動を組織することができるべきである。

ケア Care

高齢者は

- 家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。
- 発病を防止あるいは延期し、肉体・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。
- 自主性、保護及び介護を発展させるための社会的及び法律的サービスへのアクセスを得るべきである。
- 思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるべきである。
- いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

自己実現 Self-fulfillment

高齢者は

- 自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。
- 社会の教育的・文化的・精神的・娯乐的資源を利用することができるべきである。

尊厳 Dignity

高齢者は

- 尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。
- 年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

参考文献一覧

- ・「高齢社会白書」 平成 21 年度版、平成 26 年度版 内閣府
- ・「高齢社会対策大綱」（平成 24 年閣議決定） 内閣府（H24. 9）
- ・「人権擁護に関する世論調査」 内閣府（H24. 8）
- ・「防災情報のページ」災害対応カードゲーム教材「クロスロード」【チームクロスロード】 内閣府
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/torikumi/kth19005.html>
- ・統計局統計トピックスNo. 84「統計から見た我が国の高齢者（65 歳以上）」 総務省（H26. 9）
- ・平成 26 年度版「人権の擁護」 法務省
- ・「長寿社会における生涯学習の在り方について」～人生 100 年 いくつになっても 学ぶ幸せ 「幸齢社会」～ 超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会報告 文部科学省（H24. 3）
- ・「高齢者の安全対策情報」警視庁 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/koureisya/koureisya.htm>
- ・人権教育実践事例集「地域における人権教育の推進をめざして」 兵庫県教育委員会（H19. 3）
- ・DVD「桃香の自由帳」 企画・編集（公財）兵庫県人権啓発協会
- ・「人権に関する県民意識調査」 栃木県県民生活部人権施策推進課（H23. 1）
- ・啓発冊子「人権について考える」（第 3 刷） 栃木県県民生活部人権施策推進課（H26. 3）
- ・リーフレット「とちぎの地域課題」 栃木県教育委員会（H25. 3）
- ・『とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）』 栃木県教育委員会（H23. 3）
- ・「人権教育推進の手引き」 栃木県教育委員会（H26. 4）
- ・「じんけん公民館ガイド 人権に関する社会教育指導資料」 栃木県教育委員会事務局生涯学習課（H18. 3）
- ・「え！これも人権学習 人権に関する社会教育指導資料」 栃木県教育委員会事務局生涯学習課（H21. 3）

編集委員

森 戸 敦	栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
片 桐 亘 博	栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
水 沼 誠	栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹
○早 乙 女 寿 雄	栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
葛 西 広 行	栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
和 田 淳 子	栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課副主幹
近 藤 正 和	栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課社会教育主事
添 谷 元 良	栃木県総合教育センター生涯学習部副主幹
木 村 真 理 恵	栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事

（○印は編集委員長）

☆表紙イラスト：平成 26 年度人権に関するイラスト 入賞作品
佐野日本大学高等学校 3 年 柏瀬 智尋 さん 「人」

かがやき ～ すべての世代が支え合い 高齢社会を幸せに生きるために ～

平成 27 年 3 月

編 集 ・ 発 行

栃木県教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

TEL 028-623-3404 FAX 028-623-3406

E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp